

住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)

- ・アスベスト含有調査等に係る補助(定額補助(上限25万円/棟))
- ・アスベスト除去等に係る補助

公共実施：1/3以内

民間実施：地方公共団体1/3以内、国1/3以内(地方公共団体の補助額を超えない範囲)、合計2/3以内

◇補助対象

補助対象	調査	除去	
吹付けアスベスト	○	○	建築基準法の 規制対象 (告示第1172号)
アスベスト含有吹付けロックウール	○	○	
アスベスト含有吹付けバーミキュライト(ひる石)	○	—	建築基準法の 規制対象外
アスベスト含有吹付けパーライト	○	—	
吹付け工法により施工されたアスベスト含有 仕上塗材	(現行) — ↓ (要望) ○	—	

◇事業終期：(現行)平成32年度末で終了 ⇒ (要望) 平成33年以降も継続

◇補助制度創設市町村

- ・調査：大阪市、堺市、豊中市、池田市、門真市、箕面市、吹田市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、泉南市、阪南市(13市)
- ・除去：大阪市、堺市、豊中市、池田市、門真市(5市)

平成31年度

住宅・建築物アスベスト改修事業の拡充に係る要望書

平成30年7月

大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町
大阪建物解体工事業協同組合、(一社)大阪ビルディング協会、大阪府運輸倉庫協会、
(公社)大阪府産業資源循環協会、(一社)大阪府宅地建物取引業協会、
大阪府中小企業団体中央会、(一社)全国住宅産業協会関西支部、
(公社)全日本不動産協会大阪府本部、(一社)日本建設業連合会関西支部、
(一社)日本建築協会

【提案・要望事項】

アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」によるアスベスト含有調査等に係る補助の交付対象に、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材も加えられたい。また、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る補助を平成33年以降も継続されたい。

【背景等】

現行の国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）によるアスベスト含有調査等に係る補助で交付の対象とされているのは、「吹付け建材のうちアスベスト含有の恐れがあるもの」である。具体的には、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けバーミキュライト（ひる石）、アスベスト含有吹付けパーライトであり、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材は対象となっていない。

一方で、環境省の技術的助言（平成29年5月30日環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により、アスベスト含有仕上塗材は、「建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・補修する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であるため、除去等の工法によっては、石綿が飛散する可能性が指摘されている。このため、除去等の工法に応じた適切な飛散対策を講じる必要がある」ことから、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合等には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱うこととされた。

以上から、アスベスト含有仕上塗材の使用状況、除去等の工法に応じた適切な飛散防止対策が講じられるよう、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材を、アスベスト含有調査等に係る補助の交付対象とすることを要望するものである。

併せて、国土交通省の推計によると、アスベストを使用している可能性のある民間建築物の解体のピークが平成40年前後に訪れると考えられていることから、平成33年以降もアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る補助の継続を要望するものである。